



平成20年（2008年）11月6日

札幌市長 上 田 文 雄 様

札幌市男女共同参画審議会
会長 祖母井 里重子

札幌市男女共同参画推進条例第20条第2項第1
号に基づく諮問について（答申）

平成20年（2008年）6月23日付け札共参第118号をもって札幌市長から諮問された事項について、下記のとおり答申いたします。

記

- 1 諮問事項
札幌市における配偶者暴力対策の基本的方向性について
- 2 結 論
別紙のとおり答申いたします。

札幌市における配偶者暴力対策の
基本的方向性について

答 申 書

平成 20 年（2008 年）11 月

札幌市男女共同参画審議会

目次

はじめに

《配偶者暴力防止法の主な改正点》

I	札幌市における配偶者暴力の現状と施策の取組状況	
1	配偶者暴力の実態	1
2	相談の状況	3
3	配偶者暴力に関する一時保護の状況	5
4	保護命令の申し立て及び発令の状況	6
5	加害者に関する調査	6
6	札幌市における主な自立支援策	7
	(1) 生活保護	
	(2) 住宅	
	(3) 就業等	
	(4) 医療保険・年金	
	(5) 住民基本台帳閲覧制限	
	(6) 子ども	
7	札幌市における配偶者暴力防止に関する普及啓発の取組	9
	(1) 啓発パンフレット・カードの発行	
	(2) 若い世代への啓発	
	(3) 「女性に対する暴力をなくす運動」の取組（11月12日～25日）	
	(4) 関係職員研修	
8	札幌市における配偶者暴力防止に関するその他の取組	9
	(1) 民間シェルターへの補助	
	(2) DV被害者支援ボランティア	
	(3) 札幌市女性への暴力（家庭内暴力）対策関係機関会議	
II	札幌市における配偶者暴力の課題と施策の方向性	
1	基本計画の策定	11
2	配偶者暴力に関する施策	11
	(1) 発見・通報・相談	
	(2) 一時保護及び自立支援	
	(3) 普及啓発	
	(4) 連携協力	
3	課題と方向性	17
4	まとめ	18
5	「札幌市における配偶者暴力対策の基本的方向性について」の体系図	19
III	参考資料	
1	配偶者暴力被害者支援の流れ	20
2	関係統計表	21
3	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	24
4	札幌市男女共同参画審議会の開催経過	33
5	札幌市男女共同参画審議会委員名簿	34

はじめに

平成 13 年（2001 年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律¹」（平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号）（以下、「配偶者暴力防止法」という。）が制定され、国や地方公共団体は、配偶者²からの暴力（以下、「配偶者暴力」という。）を防止するとともに、被害者の自立支援を含め、その適切な保護を図ることが責務とされました。都道府県には、配偶者暴力相談支援センター³（以下、「支援センター」という。）が設置され、配偶者暴力に係る通報、相談、保護、自立支援などの体制が整備されるなど、被害者支援に関する取組が実施されています。平成 16 年（2004 年）の同法改正によって、市町村に支援センターを設置することができるようになり、札幌市男女共同参画審議会では、札幌市においても配偶者暴力防止と被害者支援に関する施策を推進するため、平成 17 年（2005 年）に「札幌市における DV⁴対策の方向性について」の答申において、札幌市の配偶者暴力対策の充実と支援センターの設置を求めたところです。

これを受けて、札幌市では平成 17 年（2005 年）11 月 15 日から、支援センターを設置し被害者相談や自立支援を行うとともに、平成 18 年（2006 年）2 月には、「札幌市配偶者暴力の防止及び被害者支援に関する方針」を策定し、総合的な配偶者暴力対策の推進に努めてきました。

このたび、この方針策定から計画期間 3 年の経過や平成 19 年（2007 年）の同法改正などの社会状況の変化を踏まえ、今後の施策について検討し、同方針を見直すことが必要となり、当審議会に対し、札幌市長から、今後の札幌市における配偶者暴力対策の基本的方向性について検討するよう諮問されました。

当審議会では、集中的に議論を進めるため「女性に対する暴力に関する部会」に審議を付託し、4 回に渡る活発な議論の末にまとめられた案を基に、当審議会でも最終的な議論を行い、本答申を示したところです。

当審議会としては、本答申が札幌市の配偶者暴力の防止と被害者の支援に役立つものとなり、一人でも多くの被害者が救済され、配偶者暴力の被害が根絶されることを願ってやみません。

平成 20 年 11 月

札幌市男女共同参画審議会

会 長 祖母井 里重子

¹ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律：配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として平成 13 年 10 月に制定された（平成 19 年 7 月二次改正）。

² 配偶者：婚姻の届出をしている者のほか、届出をしていないいわゆる「事実婚」を含む。また、離婚後も引き続き暴力を受ける場合も含む。

³ 配偶者暴力相談支援センター：配偶者からの暴力被害者に関する各般の問題について、相談や情報提供、助言、連絡調整などを行う機関。札幌市の支援センターは「札幌市配偶者暴力相談センター」及び「札幌市男女共同参画室」の 2 カ所である。

⁴ DV：英語の domestic violence（ドメスティック・バイオレンス）の略。直訳すると家庭内暴力となるが、ここでは、配偶者からの暴力という意味で使用している。

配偶者暴力防止法の主な改正点（平成19年7月改正）

1 市町村基本計画の策定

配偶者からの暴力防止・被害者保護のための施策の実施に関する基本計画の策定を市町村の努力義務とする。

2 配偶者暴力相談支援センターに関する改正

- (1) 市町村の適切な施設において配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」）としての機能を果たすようにすることを市町村の努力義務とする。
- (2) 支援センターの業務として、被害者の緊急時における安全の確保を明記する。

3 保護命令制度の拡充

(1) 生命等に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令

配偶者からその生命又は身体に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者から受ける身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときについても、裁判所は、保護命令を発することとする。

(2) 電話等を禁止する保護命令

裁判所は、被害者の申立てにより、被害者への接近禁止命令と併せて、被害者に対する次に掲げるいずれの行為も禁止する命令を発することとする。

- ① 面会の要求
- ② 行動の監視に関する事項を告げること等
- ③ 著しく粗野・乱暴な言動
- ④ 無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く。）
- ⑤ 夜間（午後10時～午前6時）の電話・ファクシミリ・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く。）
- ⑥ 汚物・動物の死体等の著しく不快又は嫌悪の情を催させる物の送付等
- ⑦ 名誉を害する事項を告げること等
- ⑧ 性的羞恥心を害する事項を告げること等又は性的羞恥心を害する文書・凶画の送付等

(3) 被害者の親族等への接近禁止命令

ア 配偶者が被害者の親族等の住居に押し掛けて著しく粗野・乱暴な言動を行っていること等の事情があるため必要があると認めるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、被害者への接近禁止命令と併せて、被害者の親族等への接近禁止命令を発することとする。

イ アの申立ては、被害者の親族等の同意がある場合に限り、することができる。

4 裁判所から支援センターへの保護命令の発令に関する通知

保護命令を発した場合において、申立人が支援センターに相談等した旨の記載が申立書にあるときは、裁判所は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該支援センターに通知することとする。

I 札幌市における配偶者暴力の現状と施策の取組状況

1 配偶者暴力の実態

配偶者暴力は、配偶者間という親密な間柄で発生する暴力のことをいう。男女の固定的な性別役割分担や男尊女卑の思想、男女の経済力の格差などの社会的な背景により、配偶者間に上下関係が発生し、強い者（主として夫）から弱い者（主として妻）に対する暴力が発生するといわれている。一般的に、配偶者暴力は家庭内で発生するため、暴力が潜在化する傾向にあり、被害が深刻になりやすい。

暴力の種類には「殴る」、「ける」などの身体的暴力だけでなく、「怒鳴る」「暴言を吐く」などの精神的暴力、「性行為を強要する」「避妊に協力しない」などの性的暴力、「生活費を渡さない」「浪費する」などの経済的暴力、「交友関係を制限する」などの社会的暴力など、さまざまな形態がある。これらの暴力は重複して振るわれ、長期に渡って断続的に被害を受けることが多い。

平成 18 年（2006 年）4 月に内閣府が公表した「男女間における暴力に関する調査」によると、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力のいずれか一つでも受けたことがある女性は 33.2%、男性は 17.4%であった。「何度もあった」とする者は、女性が 10.6%、男性が 2.6%であり、女性は男性の 5 倍となっており、女性の 10 人に 1 人は継続的に配偶者から暴力を受けたことがあるという状況が明らかとなった（図 1）。

一方、平成 18 年度（2006 年度）札幌市における「男女共同参画に関する市民意識調査」では、配偶者暴力を直接経験したことがある女性は 9.3%、男性は 2.5%となっている（図 2）。

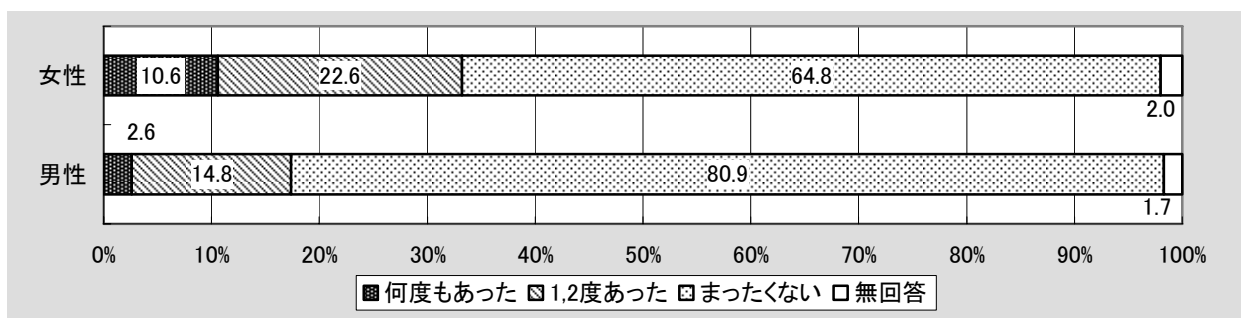


図 1 配偶者からの被害経験(内閣府「男女間における暴力に関する調査」平成 18 年(2006 年))

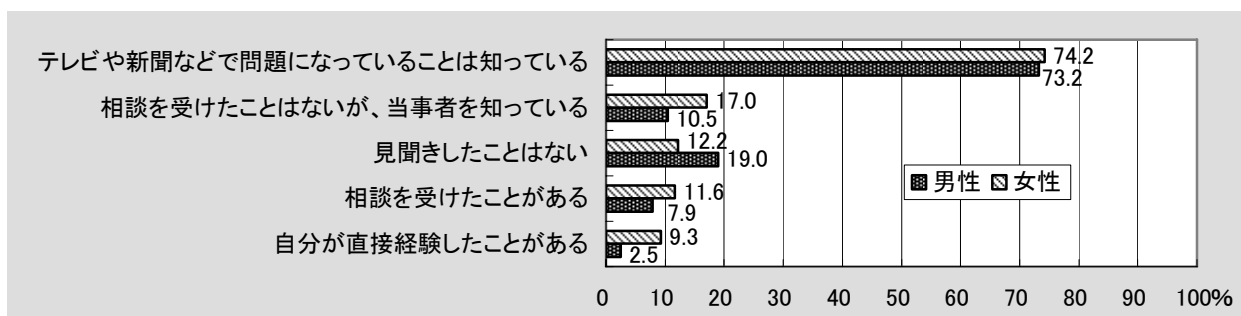


図 2 ドメスティック・バイオレンス(DV)について(札幌市「平成 18 年度男女共同参画に関する市民意識調査報告書」)

配偶者暴力の被害を受けた後の対応について、先の内閣府の調査によると、被害を受けた女性は、別れたい（別れよう）と思ったが、別れなかった人が 43.2%で最も多く、男性は別れたい（別れよう）とは思わなかった人が 60.4%で最も多くなっている（図 3）。別れなかった理由としては、女性の 27.7%が経済的な不安を挙げている（図 4）。

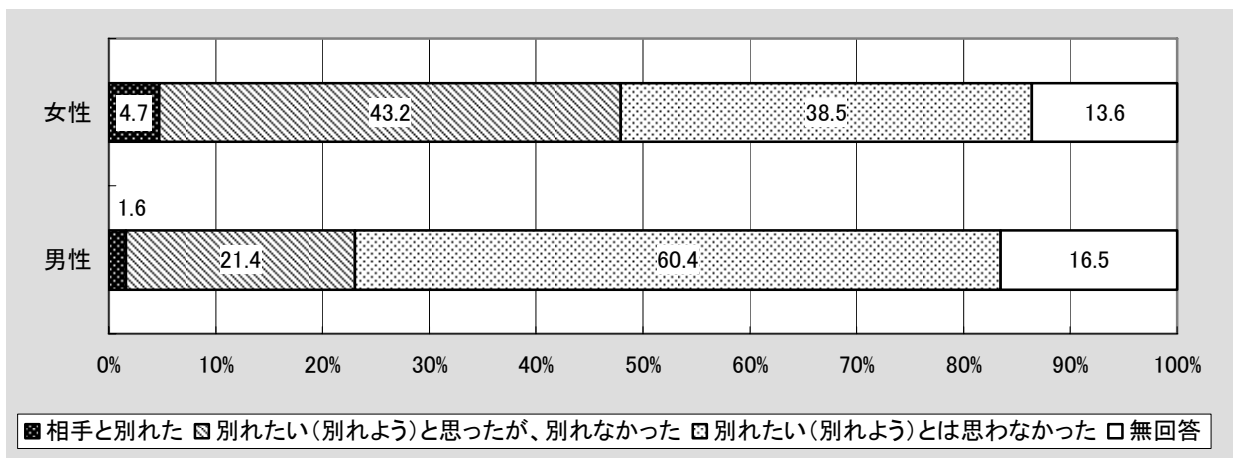


図 3 配偶者から被害を受けた後の関係(内閣府「男女間における暴力に関する調査」平成 18 年(2006 年))

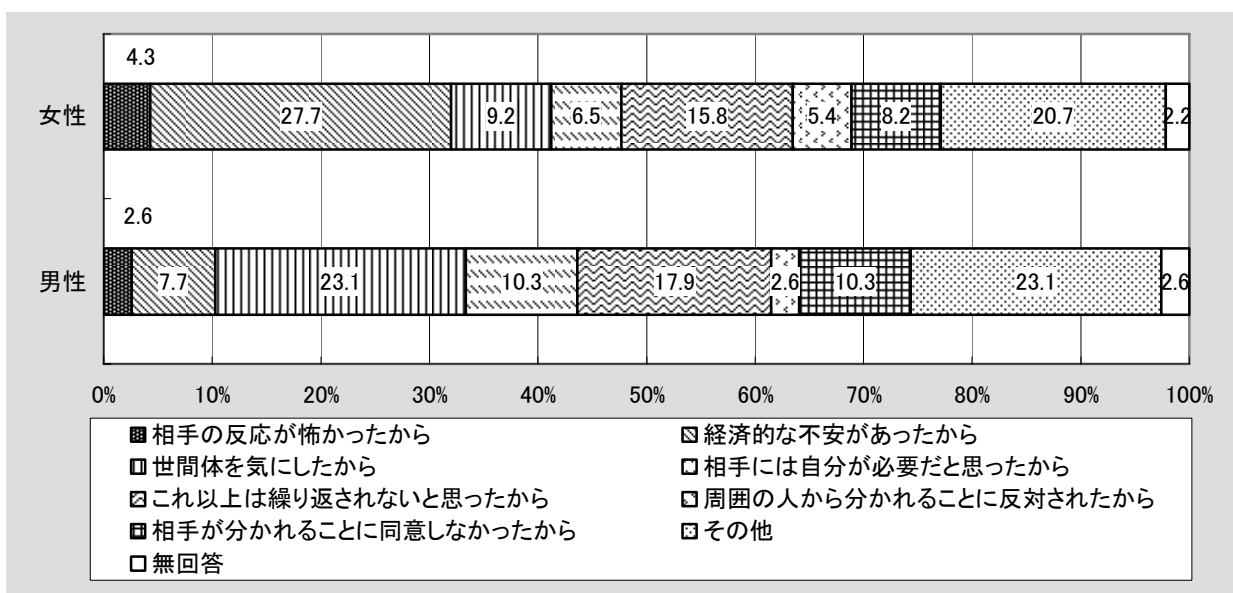


図 4 別れなかった理由(内閣府「男女間における暴力に関する調査」平成 18 年(2006 年))

また、配偶者暴力の被害者は、20 歳～40 歳代の女性が多く、未成年の子どもがいるケースも多い。先の内閣府の調査では、被害者の 3 人に 1 人が子どもは配偶者間の暴力を知っていたと回答しており、5 人に 1 人は目撃していたと回答している（図 5）。児童虐待防止法¹では、家庭内における配偶者間の暴力は子どもへの児童虐待に当たるとされており、未成年の子どもがいる家庭で配偶者暴力が多い現状は、子どもの健全な心身の発達への悪影響が懸念される。

¹ 児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）：平成 12 年（2000 年）に児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置などを定めることにより、児童虐待防止などに関する施策を促進し、児童の利益の擁護に資することを目的に制定された法律。

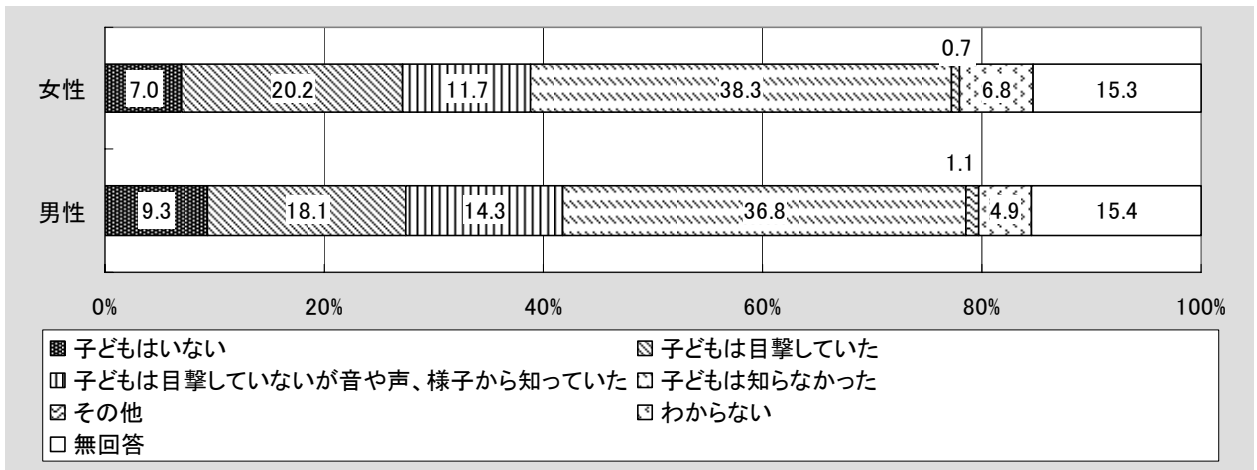


図 5 子どもによる目撃(内閣府「男女間における暴力に関する調査」平成 18 年(2006 年))

児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年 5 月 24 日法律第 82 号、最近改正平成 19 年 6 月 1 日法律第 73 号)
(児童虐待の定義)

第 2 条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(18 歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。

- (1) 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ：
- (4) 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

2 相談の状況

(1) 全国

配偶者暴力防止法施行後、支援センターや警察を中心に配偶者暴力への相談などの対応を行っているが、全国的に件数は毎年増加しており、平成 19 年度(2007 年度)には支援センターへの相談件数が 6 万件を超え、警察における対応件数も 2 万件を超えた(図 6)。また、平成 14 年度(2002 年度)から平成 19 年度(2007 年度)までの支援センター相談件数の 99.4% が女性からの相談となっており、圧倒的に女性被害者が多いことがわかる。

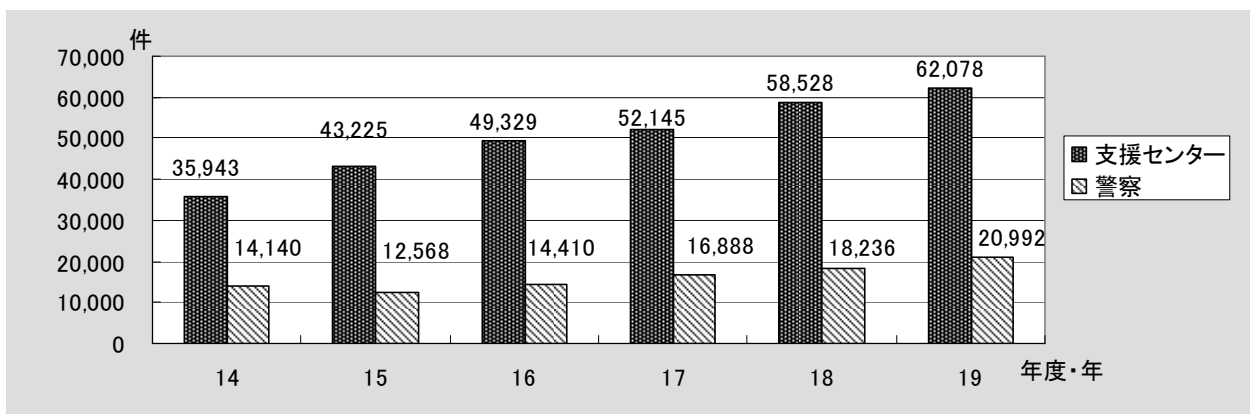


図 6 全国の支援センター相談件数及び警察の対応件数(警察は年次統計)

(2) 札幌市

札幌市内には、札幌市の相談機関（札幌市配偶者暴力相談センター²（以下、「相談センター」という。）・札幌市男女共同参画室・各区役所）の他に、北海道の支援センター、警察、法務局、民間シェルターなどの相談機関がある。市内全体の相談件数は、配偶者暴力防止法が制定・施行された平成13年度（2001年度）以降、年々増加していたが、平成18年（2006年）以降は減少に転じている（図7）。しかしながら、支援センターや区役所で受け付けた件数は増加していることから、これらが市民により身近な相談機関として定着しつつあると考えられる（図8、図9）。

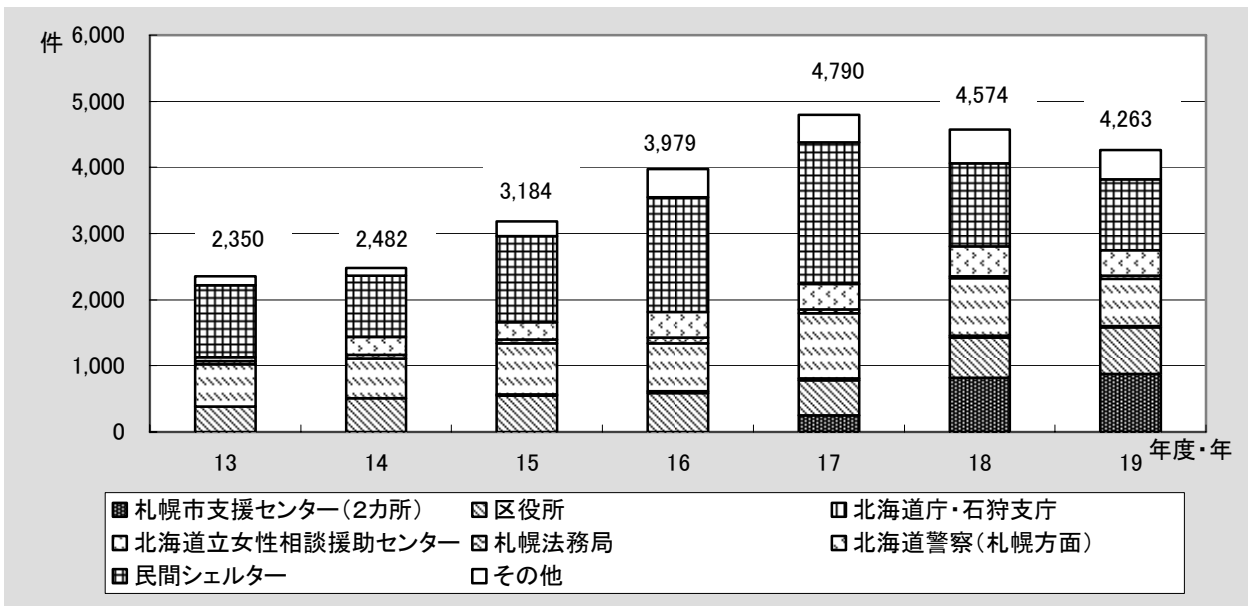


図7 札幌市内主な相談機関で受け付けた相談件数

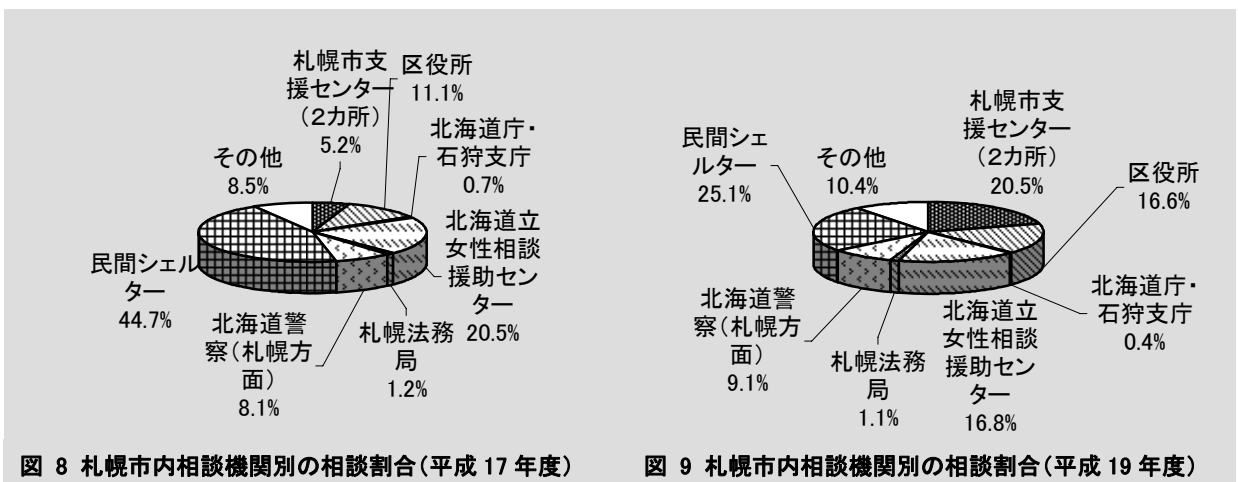


図8 札幌市内相談機関別の相談割合(平成17年度)

図9 札幌市内相談機関別の相談割合(平成19年度)

次に、札幌市支援センターにおける相談内容の状況であるが、平成17年度（2005年度）から平成19年度（2007年度）の間に受け付けた相談のうち、被害者全体の81.6%が精神的暴力を受けており、身体的暴力は69.5%、経済的暴力は34.8%となっている。

² 札幌市配偶者暴力相談センター：札幌市男女共同参画推進室（現在 男女共同参画室）とともに、平成17年11月15日に開設された札幌市の支援センター。

また、平成 18 年度（2006 年度）及び平成 19 年度（2007 年度）に受け付けた相談に対する情報提供は、離婚が 39.6%で最も多く、保護命令制度の説明が 15.0%となっている（図 10）。

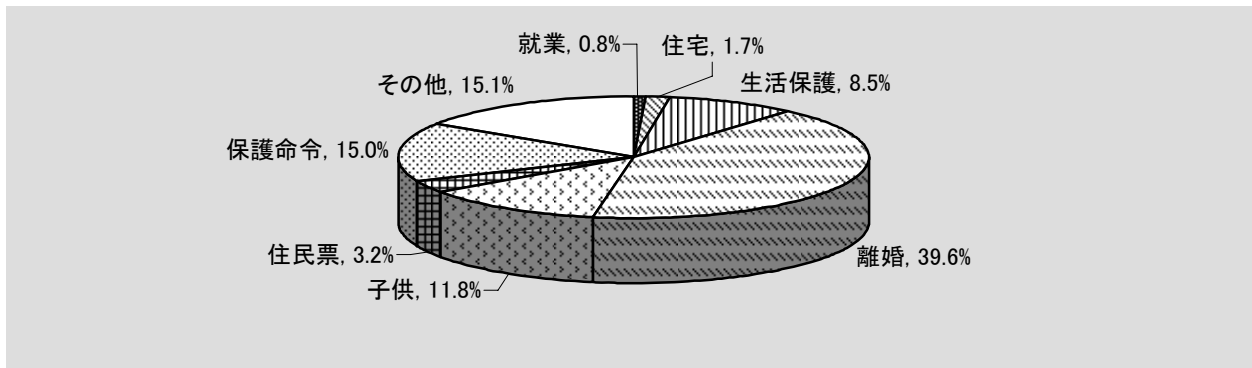


図 10 札幌市支援センターにおける情報提供・助言の内容(平成 18 年度・平成 19 年度の合計)

3 配偶者暴力に関する一時保護の状況

被害者に対するさらなる暴力被害を防ぐために、被害者やその子どもを緊急に一時保護³する事業が実施されており、札幌市内には、北海道立女性相談援助センター、札幌市緊急一時保護施設、民間シェルターの 3 つの一時保護施設がある。一時保護の状況としては、配偶者暴力防止法が制定された平成 13 年度（2001 年度）以降、毎年度 100 件前後で推移しているが、平成 18 年度（2006 年度）及び平成 19 年度（2007 年度）は減少している（図 11）。

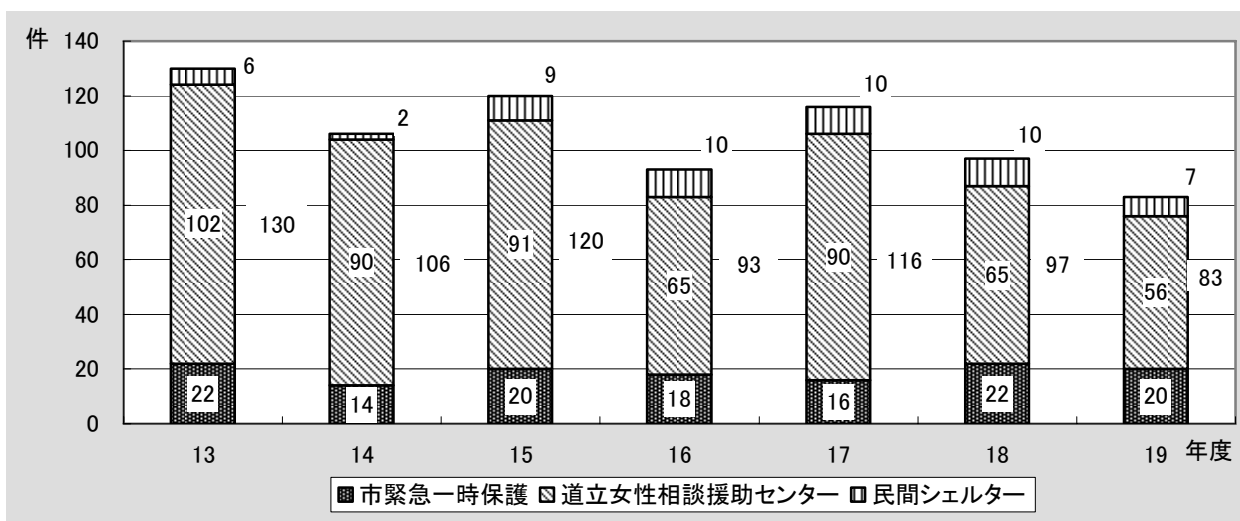


図 11 札幌市内一時保護状況(札幌市民分)

一時保護施設の入所者の入所日数については、北海道立女性相談援助センターで平均 2～3 週間となっているが、例年、最も多いのは 1～5 日、次に多いのは 31 日以上となっており、短期間入所と長期間入所に分かれる傾向が見られる。

³ 一時保護：都道府県に設置されている婦人相談所等において、被害者本人の意思に基づき、適当な宿泊先がない被害者に対しさらなる被害が及ぶことを防ぐため緊急に保護することが必要とみとめられる場合、一時保護施設での短期間の生活指導や自立に向けた援助が有効であると認められる場合、心身の健康回復が必要であると認められる場合などに行う。

一方、札幌市緊急一時保護施設における入所者の入所日数は、原則として14日間となっており、1カ月以上入所する場合もあるが、おおむね2～3週間で退所するケースが多くなっている。

4 保護命令の申し立て及び発令の状況

配偶者暴力防止法では、被害者の安全を確保するため、被害者の申し立てにより、裁判所が加害者に対して「接近禁止命令」「退去命令」等の保護命令⁴を発することができ、この命令に違反すると、加害者には1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金が科せられることとなっている。平成19年度（2007年度）の同法改正により、「接近禁止命令」の対象が親族等にも拡大され、「電話等禁止命令」も新たに発令できるようになった。

札幌地方裁判所における保護命令の申し立て件数は、平成17年（2005年）まで増加していたが、平成18年（2006年）に減少し、平成19年（2007年）は、ほぼ横ばいとなっている（図12）。

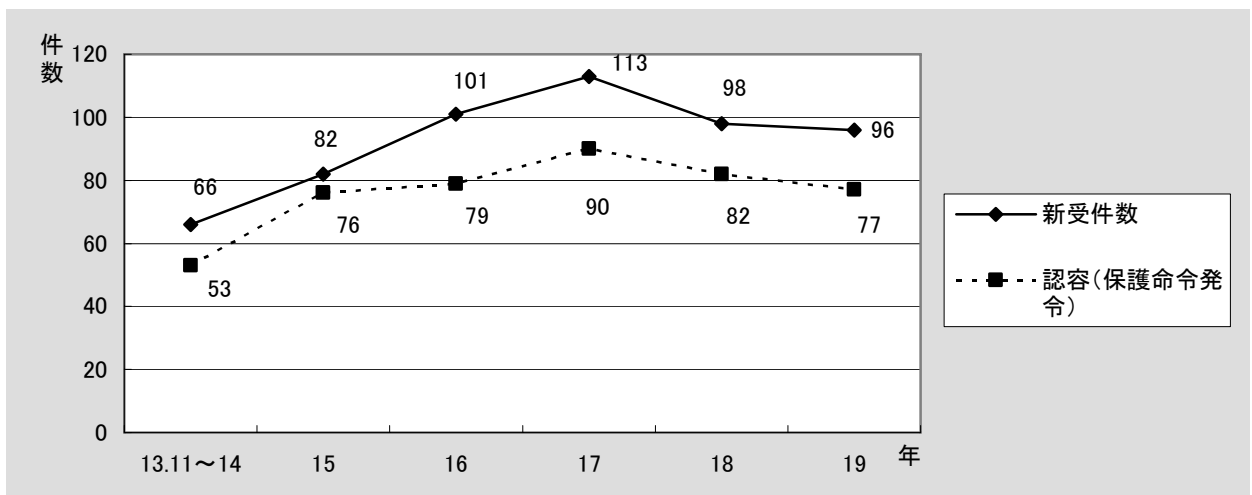


図 12 札幌地方裁判所における保護命令申し立て及び処理状況

5 加害者に関する調査

加害者は、年齢、学歴、職種、年収などさまざまで、一定の傾向はないと言われている。中には、人当たりがよく、社会的信用もあり、おおよそ暴力を振るうとは思われない人もいる。加害者についての大規模な調査は実施されていないため、現時点で、社会的地位や収入などから、加害者を特徴づけることは難しい。

現在知られている国が行った加害者に関する調査としては、法務総合研究所編『法務総合研究所研究部報告 24 ドメスティック・バイオレンス（DV）の加害者に関する研究』2003がある。これは、加害者が殺人、殺人未遂、傷害、傷害致死、配偶者暴力防止法違反、ストーカー規制法違反を起こした実際の事案346件を選択したもので、加害者の特性を明らかにしたう

⁴ 保護命令：被害者から裁判所への申し立てにより、加害者から被害者を保護し、その安全を守るために、裁判所が加害者に対して発する命令。保護命令には、「接近禁止命令」「子への接近禁止命令」「親族等への接近禁止命令」「退去命令」「電話等禁止命令」がある。

えで、更生のための指導方法を見極めることなどを目的としたものであり、検挙されるまでには至っていない加害者については対象となっていない限定的なものである。

同報告によると、加害者の 93.1%は男性である。男性加害者の年代は、30 歳代が 29.8%、40 歳代が 25.2%、20 歳代が 22.7%となっており、この年代で全体の約 8 割を占めている。男性加害者の学歴は、中学卒業が 33.5%、高校卒業が 28.9%、高校中退が 17.4%、大学卒業が 8.1%となっている。男性加害者の職業は、建設関係が 30.7%、運輸関係が 12.3%、サービス関係が 10.1%である。男性加害者の年収は、300 万円以上 400 万円未満が 26.9%、200 万円以上 300 万円未満が 23.3%となっており全体の 5 割を占めているが、1,000 万円以上の者も 4.0%いる。男性加害者の 53.7%は前科がなく、次いで 1 回が 17.7%である。

6 札幌市における主な自立支援策

被害者が配偶者暴力から逃れた後、自立して生活しようとする、安全な住居の確保や子どもの養育、就業など様々な問題が発生する。

札幌市では、従来からの福祉業務の一環として、被害者の自立を援助するため、生活保護や就労などの支援に取り組んでいる。また、医療保険や年金の秘密保持などに配慮した取扱、住民基本台帳閲覧制限などの支援も実施している。

(1) 生活保護

配偶者から逃れて生活をするに当たり、当面の生活資金がなく、親や親類等から援助が受けられないかそれが不十分な場合は、被害者の居住地または現在地を所管する区役所へ生活保護を申請することができる。

(2) 住宅

公営住宅の入居者募集に当たっては、母子家庭について当選率を高める優遇措置を行っているが、公営住宅法施行令の一部改正（平成 17 年（2005 年）12 月 2 日政令第 357 号）により、配偶者暴力の被害者について入居要件が緩和され、一定条件のもとに単身で入居することが可能となった。

(3) 就業等

ア 母子寡婦福祉センター

母子家庭の母（ただし、夫の暴力により母と子で家を出ている事例などで婚姻の実態は失われているが、やむを得ない事情により離婚の届け出を行っていないもの等を含む。以下同じ。）及び寡婦に対し、生活一般や養育費等の相談に応じて助言や指導を行うほか、教養講座の開催や交流場所の提供を行うことにより母子家庭及び寡婦の生活の安定と福祉の向上を図っている。

イ 母子家庭等就業・自立支援センター

母子家庭の母及び寡婦に対し、家庭の状況や就業経験等に応じ適切な助言を行う就業相談、就業に結びつきやすい資格取得を目的とした就業支援講習会の開催、就業準備や離転職に関するセミナーの開催、就業に関する情報提供や斡旋、特別相談（法律・心療）等を行っている。

ウ 母子・寡婦福祉資金貸付

母子家庭及び寡婦に対する経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、勉学に必要な資金、就労に必要な資金、医療・介護を受けるのに必要な資金等 13 種類（寡婦は 12 種類）の資金を貸し付けしている。

(4) 医療保険・年金

加害者の被扶養者となっている被害者は婦人相談所や支援センター等が発行した被害を受けている旨の証明書を保険者へ申し出ることにより、被扶養者または組合員の世帯から離脱することができる。また、医療費通知の送付により、被害者が受診した医療機関が加害者に伝わるおそれがある場合には、被害者が加入している医療保険の保険者に対し、医療費通知の送付先を変更することができる。

国民健康保険においては、事実上の住所及び他の公的医療保険に加入していないことの確認により、加害者とは別の世帯として、国民健康保険に加入することができる。

また、社会保険事務所において、被害者が婦人相談所や支援センター等で発行する被害を受けている旨の証明書を提出することにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱を求めることができる。

これらの配偶者暴力被害の証明は、札幌市の支援センターにおいても行っている。

(5) 住民基本台帳閲覧制限

平成 16 年（2004 年）7 月 1 日から「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令及び戸籍の附票の写しの交付に関する省令」の一部を改正する省令（平成 16 年（2004 年）総務省令第 89 号及び平成 16 年（2004 年）総務省・法務省令第 1 号）が公布されたことにより、配偶者暴力やストーカー行為等の被害者で、警察や支援センターから支援が必要と認められた場合には、加害者などからの住民票の写しの交付等を制限することができるようになった。また、札幌市では、「札幌市住民基本台帳条例」（平成 17 年（2005 年）3 月 11 日条例第 9 号）第 3 章により配偶者暴力の被害者等への支援措置が規定されている。平成 19 年度（2007 年度）に、各区戸籍住民課で受け付けた配偶者暴力による支援申出件数は、1,964 件となっている。

この支援は、警察のほか、札幌市の支援センターでも行っており、平成 17 年度（2005 年度）6 件、平成 18 年度（2006 年度）17 件、平成 19 年度（2007 年度）は 41 件の証明を行った。

(6) 子ども

ア 就学支援

配偶者暴力等、さまざまな事情によって住民票の記載がなされていない場合であっても、その子どもの居住の事実が確認されれば、その居所での就学が可能となっている。また、転出元の学校では、転出先の学校についての問い合わせには答えていない。

イ 児童相談所

児童相談所は、昭和 47 年（1972 年）4 月に設置された児童福祉の専門機関である。児童虐待をはじめ、子どもに関するさまざまな悩みについて、児童福祉司、児童心理司、小児科医、精神科医等の職員が家庭等からの相談に応じ、専門的立場から調査・判定に基づいた必要な助言・指導を行っている。また、必要に応じて、一時保護や里親委託などの措置を行っている。

ウ 保健センター（区保健福祉部健康・子ども課）

保健センターでは、乳幼児健康診査、健康相談、母子訪問指導事業などを通じて子どもの健全な発育及び発達を支援するとともに、育児不安や育児困難を抱える親を早期に把握し、保健師等による継続的な支援を行っている。

また、児童虐待の予防・防止、早期発見及び虐待事例への円滑な支援を行う地域ネットワークを構築するために、関係機関による連携強化に努めている。

7 札幌市における配偶者暴力防止に関する普及啓発の取組

札幌市では、配偶者暴力に関する認知度を高め、被害者だけでなく、周囲の人たちへ暴力に対する気付きを促すために、以下のような広報啓発を行っている。

(1) 啓発パンフレット・カードの発行

配偶者暴力の特性や配偶者暴力防止法に関するパンフレットを作成し、区役所や区民センターなどを通じて広く市民に配布している。また、配偶者暴力相談窓口を掲載したカードを作成し、相談窓口の周知を図っている。

(2) 若い世代への啓発

配偶者暴力を未然に防止するため、若い世代の恋人からの暴力、いわゆる「デートDV⁵」に関するリーフレットを作成し、市内高等学校や大学、専門学校等に配布した。また、相談窓口として、相談センターの周知を行っている。

(3) 「女性に対する暴力をなくす運動」の取組（11月12日～25日）

国では、毎年、11月25日の「女性に対する暴力撤廃国際日」までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定め、女性の人権の尊重のための意識啓発などの取組を行っている。札幌市においても、この期間に合わせ、地下鉄車内広告や街頭ビジョンなどで集中的な啓発を行っている。また、男女共同参画センターや区役所においても、講演会やパネル展などを開催している。

(4) 関係職員研修

相談センター職員や母子・婦人相談員など、配偶者暴力被害者の相談に携わる職員に対する研修を必要に応じて行っている。また、平成19年度（2007年度）は北海道と共催で、医療機関における被害者発見と警察や支援センターへの通報を促すため、医療関係者に対する講演会を行った。

8 札幌市における配偶者暴力防止に関するその他の取組

(1) 民間シェルターへの補助

身に危険が迫り、緊急に配偶者から逃れてきた被害者の安全を確保するため、公的なシェルターとして北海道立女性相談援助センターや札幌市緊急一時保護施設が設けられているが、これらを補完するために必要な役割を果たしている民間シェルターに対し、人件費や家

⁵ デートDV：一般的に、若い世代の恋人の間で起こる暴力のことを言う。

賃などの補助を行っている。

(2) DV被害者支援ボランティア

札幌市では、平成 17 年度（2005 年度）～平成 18 年度（2006 年度）に「DV被害者支援ボランティア養成講座」を行い、その受講生のうち、希望者を募り「DV被害者支援ボランティア」として登録した。平成 19 年度（2007 年度）は、研修を行うとともに、民間支援団体が行う被害者の就業支援のための活動にボランティアを派遣した。

(3) 札幌市女性への暴力(家庭内暴力)対策関係機関会議

札幌市では、平成 9 年度（1997 年度）に、女性に対する暴力への取り組みについて、行政、警察、民間などの関係機関が連携を図り、配偶者暴力の予防から救済までの支援体制を総合的に検討することを目的に関係機関会議を設置した。設立当初は 12 機関で構成していたが、現在では 21 機関と 1 オブザーバーで構成し、連携協力を図っている。

Ⅱ 札幌市における配偶者暴力対策の課題と施策の方向性

1 基本計画の策定

札幌市は岡山市に続き、他の政令指定都市に先駆けて、平成 17 年（2005 年）11 月に支援センターを設置し、平成 18 年（2006 年）には「札幌市配偶者暴力の防止及び被害者の支援に関する方針」を策定して配偶者暴力対策を進めてきた。同方針の計画期間は、平成 20 年度（2008 年度）までの 3 年間となっており、今年度をもってその計画期間が終了することから、平成 21 年度（2009 年度）以降の配偶者暴力対策について、配偶者暴力をめぐる社会状況の変化に合わせて見直し、市町村基本計画を策定する必要がある。

2 配偶者暴力に関する施策

配偶者暴力は、その被害者のほとんどが女性であり、性別による固定的な役割分担意識や慣行を助長し、男女共同参画社会の推進を阻害するものである。また、女性の性と生殖に関する健康と権利など、女性の人権を尊重しないものであることから、その根絶が求められる。

以上のことから、施策の基本的な方向を「女性に対する暴力の根絶」とする。

配偶者暴力の被害者支援には、「発見・通報・相談」、「一時保護」、「自立支援」、「普及啓発」が重要であり、支援を円滑に進めるためには、支援センターや警察など、関係機関の「連携協力」が不可欠である。

ここでは、札幌市における配偶者暴力の現状や施策の取組状況を踏まえたうえで課題を整理し、今後の施策の方向性について検討する。

(1) 発見・通報・相談

【課題】

ア 発見・通報

配偶者暴力は、激しい身体的暴力などにより深刻な被害が発生するにもかかわらず、家庭内の問題として捉えられ、表面化しにくい。このため、被害者の発見には、広く市民に対する啓発を実施し、配偶者暴力に関する社会的認識を高め、早期発見に努める必要がある。特に、医療や保健、福祉関係機関の職員などは、配偶者暴力を発見しやすい立場にあることから、配偶者暴力に関する研修を実施し、通報についての周知を図ることが求められる。

また、民生委員・児童委員¹や人権擁護委員²など地域で活動している方々や、広く市民に対しても通報の働きかけを行う必要がある。

このほか、被害者の子どもに対し適切な対応をするため、教育関係者に対する啓発も必要である。

¹ 民生委員・児童委員：民生委員は、民生委員法（昭和 23 年（1948 年）法律第 198 号）に基づき、市町村に置かれ、社会福祉の増進のために、地域住民の生活状況の把握、生活困窮者の保護・指導、福祉事務所が行う業務への協力などの行う者。厚生労働大臣による委嘱。児童委員は、児童福祉法（昭和 22 年（1947 年）法律第 164 号）に基づき、市町村に置かれ、児童及び妊産婦の保護・保健などに関する援助や指導を行い、児童福祉司の職務に協力する者。民生委員がこれを兼ねる。

² 人権擁護委員：人権擁護委員法に基づき、市町村に置かれ、人権の侵犯を監視救済し、人権の思想の普及啓発に努める者。法務大臣による委嘱。

イ 相談

(ア) 相談機関

札幌市が設置する相談機関における相談件数は年々増加している。一方、市内全体では、平成17年度（2005年度）までは増加傾向にあったが、平成18年度（2006年度）以降は減少に転じている。市内全体では相談が減少しているにも関わらず、札幌市の相談機関への相談件数が増加しているのは、平成18年度（2006年度）以降減少している北海道立女性相談援助センターや民間シェルターの相談分が移行してきているものと推測され、市民に身近な相談窓口としての役割が増していることから、相談体制の強化を図る必要がある。

特に、最近社会問題として取り上げられているデートDVや高齢者間の配偶者暴力への対応として、若年者及び高齢者からの相談や関係機関との連携協力のあり方などについて検討を進める必要がある。また、外国人や障がい者からの相談についても、通訳の確保やそれぞれ特有の問題に対処するための相談員研修を実施するなど、適切に対応するための体制づくりが必要である。このほか、被害者本人だけでなく、子どもからの話を聞くなど、子どもへの配慮も必要である。

(イ) 相談員等

配偶者暴力被害の相談員には、配偶者暴力に関する特性を理解し、被害者の置かれた家族状況や身体的精神的状態に配慮して、適切な情報を提供し、的確な助言ができる専門的な知識や技術が求められる。相談業務では、対応の標準化を図るため、相談マニュアルを充実させることが必要であるが、被害者の事情はそれぞれ異なり、相談マニュアルで対応できないこともあるため、研修などを通じて、マニュアルを業務に生かしながら、被害者の状況に応じて適切に対応できるよう相談技術の向上を図ることが重要である。また、相談員の二次受傷³や燃え尽き症候群⁴などの心の問題にも配慮して、グループカウンセリング⁵やケース検討会⁶などで、相談員同士の連携を強めるとともに、心のケアを行うことが必要である。

このほか、二次的被害⁷を防ぐため、職務上被害者に接する本市関係職員に対し、配偶者暴力の特性を理解し、被害者の秘密保持や安全確保への配慮に努めるよう研修などを行う必要がある。

【課題の整理】

1 発見・通報

- (1) 医療機関などによる被害者の早期発見
- (2) 地域における被害者の早期発見
- (3) 被害者の子どもへの対応

³ 二次受傷：「代理受傷」「共感性疲弊」「外傷性逆転移」と呼ばれている現象の総称で、被害者などの相談に応じることで被害者と同じ外傷性ストレスを受けること。

⁴ 燃え尽き症候群：職務に没頭していた人が慢性的で絶え間のないストレスが持続すると、無力感に襲われ、無気力になったり、周囲にイライラをぶついたりしてしまう症状を引き起こす。一生懸命支援しても、思うようにいかなかず、幻滅や失望を味わう経験が続くとおこりやすいと言われる。

⁵ グループカウンセリング：少人数のグループを対象として、参加者が自分を語ることを通じて行う心理療法。

⁶ ケース検討会：困難な事例などを持ちより、相談員同士で解決のために話し合いや情報交換をする会。

⁷ 二次的被害：被害者が、相談・保護、捜査、裁判などに携わる職務関係者などの不適切な言動によって、さらに傷つき被害が生じること。

2 相談

- (1) 札幌市の相談機関における相談件数の増加
- (2) 若年者や高齢者からの相談への対応
- (3) 外国人や障がい者からの相談への対応
- (4) 相談時の被害者の子どもへの配慮
- (5) 相談員の相談技術向上と心のケア
- (6) 職務上被害者に接する関係職員による二次的被害の防止

【施策の方向性】

基本目標	I 被害者の早期発見及び相談体制の充実
基本施策	1 被害者の早期発見のための啓発の推進
	2 配偶者暴力相談支援センター等の相談体制の充実
	3 相談等に携わる職員への研修等の充実

(2) 一時保護及び自立支援

【課題】

ア 一時保護

一時保護施設のない支援センターなどの相談機関に被害者が避難してきた場合は、必要な情報を提供するとともに、安全を確保し、負担の軽減を図りながら、迅速に一時保護施設に繋ぐ必要がある。

一時保護施設は、単に避難するだけの場所ではなく、避難してきた被害者や子どもが安心して、新たな生活を始めるための準備をする場でもある。このため、一時保護は、自立支援と一体化させ、切れ目のない、きめ細やかな支援を行う必要がある。

特に、一時保護中の子どもについては、環境が変わることによるストレスに対するケアや、通学できない間に学力が低下しないよう学習支援などを充実させることも必要である。

また、一時保護施設は配偶者からだけでなく、親や子ども、恋人など配偶者暴力防止法対象外の人から暴力を受けた被害女性の保護も実施しているが、同様に、パートナーから暴力を受けた性同一性障がい⁸を持つ被害者に対する一時保護のあり方についても検討する必要がある。

イ 自立支援

(ア) 住宅の支援

一時保護施設退所後の被害者の居所の設定はそれぞれであるが、市営住宅などの公営住宅は応募倍率が高く、母子家庭に対する優遇措置が実施されているものの、速やかに入居することは困難な状況にある。このため、多くは民間住宅などを借りて生活することになるが、経済的に余裕のある被害者は少なく、入居の際の敷金や家賃、仲介手数料などの負担が難しい人も多い。また、加害者からの追跡を逃れるため、親族や友人などに保証人を依頼することが難しく、別に保証料が必要になる場合も多い。このため、一

⁸ 性同一性障がい：生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないため、社会生活に支障がある状態のことをいう。

部の都道府県や市町村では、公営住宅や民間住宅などを、ステップハウス⁹（自立のための中間施設）として活用し、自立を支援する取組を行っている。被害者は日常的な暴力への恐怖や不安で疲労が蓄積し、心身の健康を害していることも多いため、被害者の生活再建には、専門の指導員による生活や就労などのための援助を行いながら、自立できるように支援することが望ましい。このため、札幌市においても、生活再建を支援するために、ステップハウスの設置について検討する必要がある。

(イ) 就業の支援

被害者が新たな生活を始めるためには、経済的に自立可能な一定水準の収入を得ることが必要である。しかしながら、女性、特に母子家庭の母が正社員として採用されるなど、安定した収入の得られる職業に就くことが難しいことから、資格の取得や職業紹介など、就業に関する支援を充実させる必要がある。

(ウ) 子どもへの支援

被害者の子どもは、家庭内の暴力の影響で心に深い傷を負っている。そのうえ、転居や転校などの急激な環境の変化で大きなストレスを受けており、不安やとまどいは多い。このような子どもの心を癒すため、専門知識を持つカウンセラーなどによるケアを行う必要がある。

(エ) 日常生活の支援

被害者は、度重なる暴力の影響により心身の健康を害している場合が多い。支援センターなどの相談機関では、被害者が安心して自立した生活を送ることができるよう相談に応じ、自立後も切れ目のない支援を続けることが必要である。また、相談機関はボランティアと協力し、被害者の司法手続きや行政手続きへの同行支援や日常生活で困っていることへの支援などを行うことも必要である。

この他、被害者の心のケアの充実を図るとともに、日常生活において被害者の安全を確保しつつも孤立させないよう、被害者同士の交流を促進することも必要である。

【課題の整理】

1 一時保護

- (1) 被害者の安全に配慮した迅速な一時保護
- (2) 被害者の子どもの心の問題や学力低下

2 自立支援

- (1) 被害者の住宅の確保
- (2) 被害者の経済的な自立
- (3) 被害者の子どもの心のケアや就学
- (4) 被害者の心身の健康状態に応じた対応
- (5) 被害者の安心な日常生活の確保

⁹ ステップハウス：一時保護施設を退所した被害者などが、指導員などから生活などの指導や助言を受けながら、自立するまでの間（数か月～1年くらい）居住する施設。

【施策の方向性】

基本目標	Ⅱ 被害者の自立のための支援の充実
基本施策	1 安心できる迅速な一時保護体制づくり
	2 被害者に対する適切な情報提供及び各種支援の実施
	3 地域やボランティアと連携した支援の実施
	4 経済的に自立するための就業支援の実施
	5 子どもに対する各種支援体制づくり

(3) 普及啓発

【課題】

女性の3人に1人が一度は配偶者暴力を受けた経験があり、その10人に1人は継続的に暴力を受けたことがあるという調査結果が示すように、配偶者暴力は、市民の身近なところで発生していると考えられる。配偶者暴力は、一般的に、夫婦喧嘩の延長として、その行為を暴力と捉えない傾向があるため、被害が潜在化し、深刻化するおそれがある。このため、市民に「配偶者暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」という認識を高めるよう普及啓発を推進する必要がある。

特に、市民の認識を高め、配偶者暴力を未然に防止するためには、若い世代への教育啓発が重要である。最近、若い世代の恋人の間における暴力（デートDV）が社会問題として取り上げられ、将来、配偶者暴力へとつながるおそれが指摘されている。また、深刻な暴力だけでなく、日常の些細なトラブルが配偶者間及び恋人間の暴力へ結びつくことも考えられる。これらのことを考慮すると、若い世代が恋愛のあり方や恋愛における支配と暴力の関係などについて学び、お互いの人権を尊重し、理解を深めていくことが、加害者にも被害者にもならないために必要な教育であると考えられる。被害者は、交際相手から暴力を振るわれているにも関わらず、相手から逃れられずに問題を抱え込んでしまうこともあるため、若い世代やその保護者、教育関係者などに、デートDVについての理解とともに、専門機関への相談による解決を図るため、支援センターなどへの相談を呼び掛けるなど、広報啓発活動をさらに進めていく必要がある。

また、人を尊重し、暴力ではなく話し合いで問題を解決する方法を身につけ、暴力をなくしていこうという意識を、子どものころから高めていくことも大切であり、学校教育の場において、人権擁護機関などと協力して人権に関する意識を高める啓発を行うことが望ましい。

一方、加害者からの相談や加害者更生について、取組を実施している民間団体などもあるが、国においては調査研究段階にあり、市町村レベルでの対応は困難な状況にあるが、加害者対策に関する国内の動向を注視し、情報収集に努める必要がある。

【課題の整理】

- 1 配偶者暴力の潜在化や被害の深刻化
- 2 配偶者暴力に関する相談機関の周知
- 3 若い世代の恋人の間における暴力の広がり
- 4 加害者対策

【施策の方向性】

基本目標	Ⅲ 未然防止のための普及啓発の推進
基本施策	1 学校での男女平等教育を含む人権教育の推進
	2 配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発
	3 配偶者暴力に関する調査研究の推進

(4) 連携協力等

【課題】

ア 連携協力

配偶者暴力対策に係る機関は、警察、裁判所、婦人相談所など、数多くあるため、対策をより実効あるものとするためには、きめ細かい連携協力が必要である。札幌市は、「札幌市女性への暴力（家庭内暴力）対策関係機関会議」を設置し、市内の関係機関との連携協力を行っている。今後も、関係機関会議のワーキンググループによるケース検討の実施や関係機関の役割分担に関するマニュアル整備など、より積極的な連携が必要である。

また、配偶者暴力と児童虐待、高齢者虐待との関係は深く、今後はこれらの対策に関わる機関との連携強化も必要である。

被害者に対する支援は行政や司法だけでなく、地域や企業の協力も必要であり、これらへの働きかけを進めることも必要である。

一方、北海道や他市町村との連携を進めていく必要もある。平成19年（2007年）の配偶者暴力防止法の改正において、市町村においても基本計画の策定と支援センターの設置が努力義務化された。今後、北海道内の市町村においても支援センターが設置される可能性があることから、札幌市としては、他の市町村の支援センターなどと連携した被害者支援について検討することも必要となると思われる。

イ 苦情処理

相談や支援に関する被害者からの苦情は、それぞれの関係機関で対応しているが、各機関は、苦情を受けたときは、迅速かつ適切に処理するよう努めることが必要である。また、その際には、申出者に二次的被害が生じないように配慮することも必要である。

【課題の整理】

- 1 配偶者暴力対策関係機関との連携強化
- 2 地域や企業などへの被害者支援の働きかけ
- 3 被害者相談などの苦情処理

【施策の方向性】

基本目標	Ⅳ 対策のための連携協力の推進
基本施策	1 配偶者暴力関係機関との連携協力の強化
	2 苦情への迅速かつ適切な対応の推進

3 課題と施策の方向性

区分	課題	基本目標	基本施策
通発見	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療機関などによる被害者の早期発見 2 地域における被害者の早期発見 3 被害者の子どもへの対応 	I 被害者の早期発見及び相談体制の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害者の早期発見のための啓発の推進 2 配偶者暴力相談支援センター等の相談体制の充実 3 相談等に携わる職員への研修等の充実
相談	<ol style="list-style-type: none"> 1 札幌市の相談機関における相談件数の増加 2 若年者や高齢者からの相談への対応 3 外国人や障がい者からの相談への対応 4 相談時の被害者の子どもへの配慮 5 相談員の相談技術向上と心のケア 6 職務上被害者に接する関係職員による二次的被害の防止 		
保一時	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害者の安全に配慮した迅速な一時保護 2 被害者の子どもの心の問題や学力低下 	II 被害者の自立のための支援の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 安心できる迅速な一時保護体制づくり 2 被害者に対する適切な情報提供及び各種支援の実施 3 地域やボランティアと連携した支援の実施 4 経済的に自立するための就業支援の実施 5 子どもに対する各種支援体制づくり
自立支援	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害者の住宅の確保 2 被害者の経済的な自立 3 被害者の子どもの心のケアや就学 4 被害者の心身の健康状態に応じた対応 5 被害者の安心な日常生活の確保 		
普及啓発	<ol style="list-style-type: none"> 1 配偶者暴力の潜在化や被害の深刻化 2 配偶者暴力に関する相談機関の周知 3 若い世代の恋人の間における暴力の広がり 4 加害者対策 	III 未然防止のための普及啓発の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校での男女平等教育を含む人権教育の推進 2 配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発 3 配偶者暴力に関する調査研究の推進
連携協力	<ol style="list-style-type: none"> 1 配偶者暴力対策関係機関との連携強化 2 地域や企業などへの被害者支援の働きかけ 3 被害者相談などの苦情処理 		

4 まとめ

配偶者暴力は重大な人権侵害であるという認識は徐々に広がっているものの、未だに夫婦喧嘩の延長として配偶者間の暴力を軽視する社会的傾向があることは否めない。また、妻は夫に従うものといった女性の人権を軽視し、従来からの性別による固定的役割分担を求める傾向も根強く、配偶者から暴力を振るわれても訴えにくい状況を作り出している。このような社会的・構造的問題は長い年月をかけて構築されたものであり、一朝一夕で解決されることはなく、今後も息の長い取組が必要である。

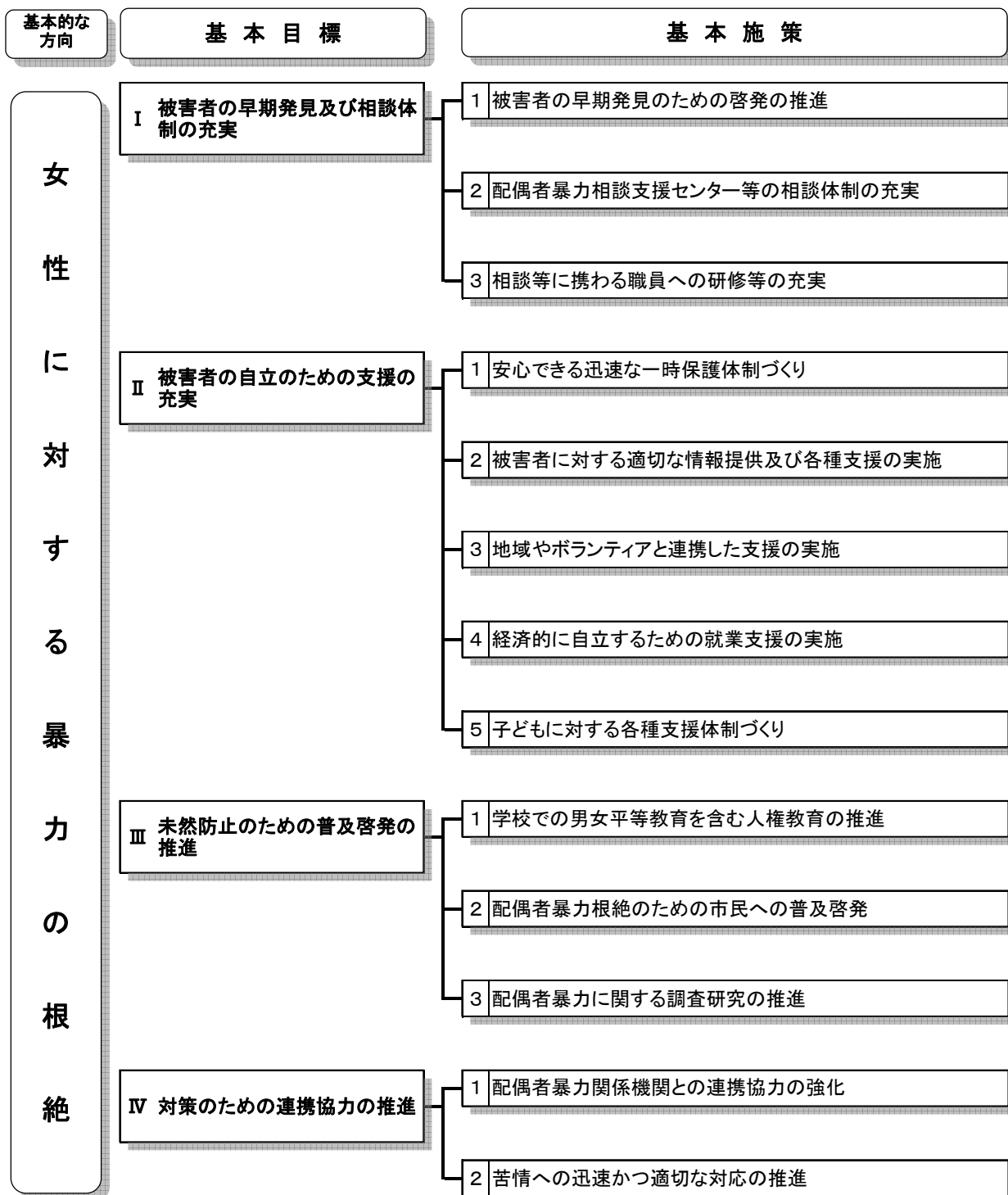
平成17年（2005年）に答申した「札幌市のDV対策の方向性について」では、当面の札幌市の対応として、「相談」と「自立支援」に重点を置き、被害者の救済と自立の促進を図ることを求めた。その後、札幌市では、区役所における相談のほかに、支援センターを設置し、夜間や土日祝日も相談に応じるなど、被害者が相談しやすい体制を整備した。

これら相談機関では、配偶者暴力に関する相談だけでなく、被害者が配偶者と別居した後も、自立のための福祉制度の利用の情報提供を受けられるなど、「相談」から「自立支援」まで、切れ目のない支援に配慮することが必要である。特に、被害者は、度重なる暴力の影響により、心身に疾患を抱え、健康を回復するために時間を要することが多い。また、住宅の確保や収入がないなどの経済的な問題、子どもの養育、離婚など、さまざまな困難を抱えていることも多い。このため、被害者が精神的にも経済的にも安定した生活を確保できるまで、長期にわたる支援を実施することが必要である。また、このような自立支援は、支援を行う関係機関やボランティアなどとの連携を強化しながら、取組を進めることが重要である。

また、このたびの審議の中で、特に議論されたところは、暴力被害を未然に防ぐための男女平等を含む人権に関する教育や啓発を充実させる必要があるということである。本答申においては、配偶者暴力の被害者の多くが女性であり、男女平等が未だ達成されていないという社会的・構造的背景により、より困難な状況を強いられることから、その基本的な方向性を「女性に対する暴力の根絶」としている。しかしながら、教育や啓発においては、男女に関わらず、広く市民一人ひとりが、配偶者暴力に関する正しい知識を持ち、理解を深めるとともに、人間関係において問題解決の手段を暴力に求めず、お互いの人格を尊重した信頼関係を構築することの重要性について十分認識することが必要である。その結果、地域や企業、学校など社会全体で、男女共同参画や人権擁護に関する意識が高まり、さまざまな支援の輪が広がることで、配偶者暴力を許さない社会が形成されることが期待できると考える。

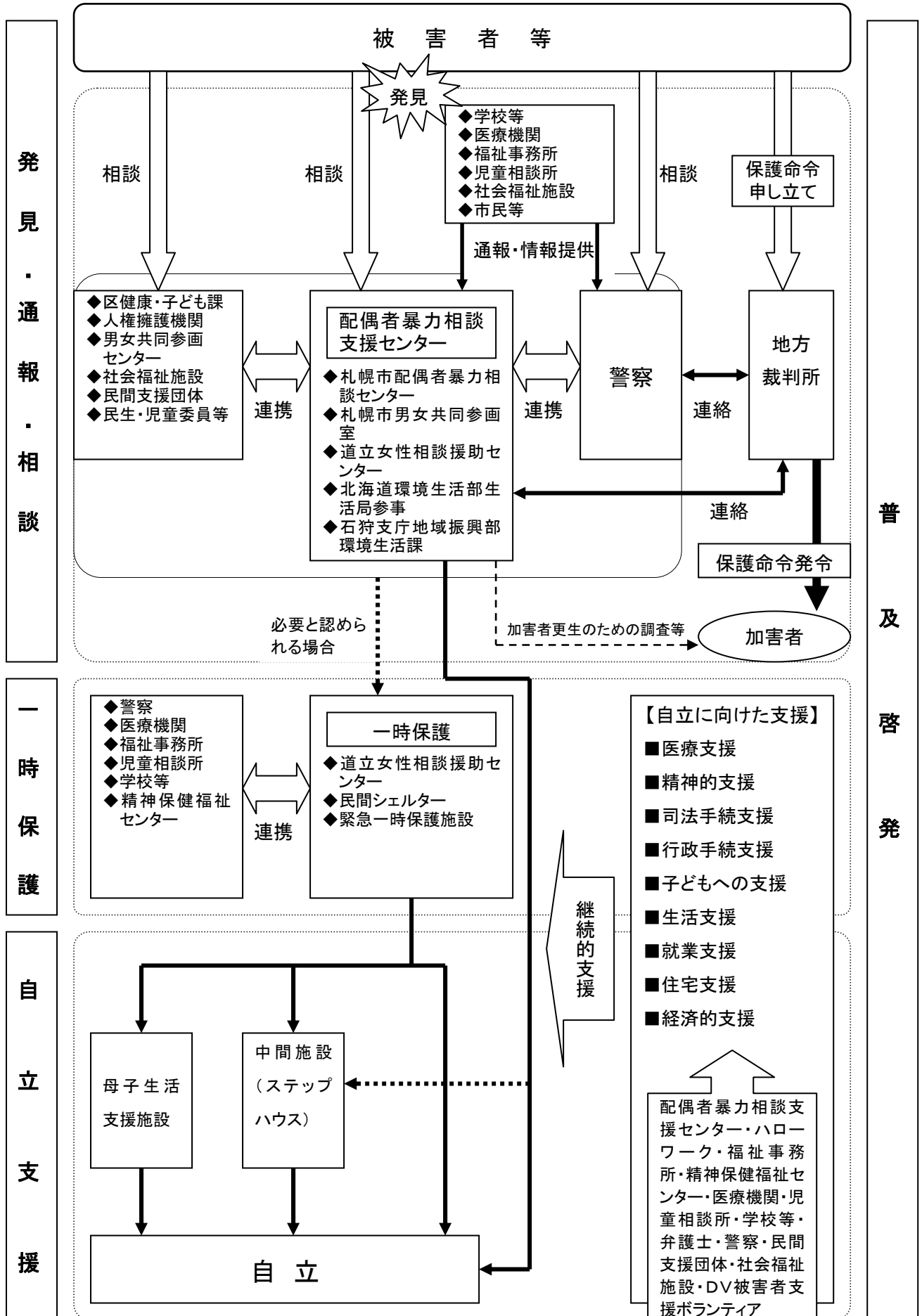
最後に、札幌市が「札幌市配偶者暴力の防止及び被害者の支援に関する方針」を見直すにあたって、本答申の施策の方向性を盛り込んだ市町村基本計画を策定し、配偶者暴力の防止と被害者の支援に関する取組を着実に進めるよう要望するものである。

5 「札幌市における配偶者暴力対策の基本的方向性について」の体系図



Ⅲ 参考資料

1 配偶者暴力被害者支援の流れ



2 関係統計表

(1) 札幌市内の主な相談機関における配偶者暴力関係の相談件数

(年度・年)

相 談 機 関	13	14	15	16	17	18	19
札幌市配偶者暴力相談センター※	—	—	—	—	218	802	859
男女共同参画室 ※	—	—	—	—	32	15	15
北海道立女性相談援助センター	636	600	772	726	982	864	717
北海道庁	—	1	17	12	31	28	10
石狩支庁	—	3	1	8	3	3	7
区役所健康・子ども課	386	508	553	593	530	609	707
札幌法務局	51	56	56	87	56	33	45
北海道警察札幌方面分	54	270	259	387	388	450	387
札幌市男女共同参画センター	—	—	13	24	34	30	13
北海道被害者相談室	26	38	67	48	45	38	32
民間シェルター	1,091	925	1,306	1,739	2,141	1,255	1,071
北海道家庭生活総合カウンセリングセンター	85	55	103	316	282	406	359
北海道マリッジ・カウンセリングセンター	21	26	37	39	48	41	41
合 計	2,350	2,482	3,184	3,979	4,790	4,574	4,263

※内閣府調査対象と異なり、被害者本人以外からの相談を含む件数。

市民まちづくり局男女共同参画室男女共同参画課調べ

(2) 北海道内配偶者暴力に関する一時保護状況

(年度)

緊急一時保護施設	内訳	13	14	15	16	17	18	19
札幌市緊急一時保護施設	市民	22	14	20	18	16	22	20
北海道緊急一時保護施設	全体	186	276	309	320	312	267	279
	うち市民	102	95	110	76	107	79	72
北海道立女性相談援助センター	全体	186	160	163	142	145	106	94
	うち市民	102	90	91	65	90	65	56
市内シェルター	全体	《15》	14	24	26	28	24	18
	うち市民	《6》	2	9	10	10	10	7
市外シェルター	全体	—	102	122	152	139	137	167
	うち市民	—	3	10	1	7	4	9
合 計	全体	223	290	329	338	328	289	299
	うち市民	136	109	130	94	123	101	92

※1 札幌市緊急一時保護施設は、札幌市の独自事業であり、北海道から一時保護委託を受けていない。

※2 平成14年度以降の市内及び市外シェルターの件数は、北海道緊急一時保護施設分に含まれる。

札幌市市民まちづくり局男女共同参画室男女共同参画課調べ

(3) 札幌市配偶者暴力相談支援センターの相談状況

(年度)

区 分			全体		17	18	19	
一日平均相談件数			2.28		1.91	2.27	2.42	
総	DV	相談件数	1,942	100%	250	817	874	
		平日	1,603	82.5%	199	658	746	
		土日祝	338	17.4%	51	159	128	
相 談	相 談 方 法	電 話	1,536	79.1%	218	648	670	
		面 談	405	20.9%	32	169	204	
	時 間 帯	9-11時	325	16.7%	14	157	154	
		11-13時	367	18.9%	28	159	180	
		13-15時	607	31.3%	102	231	274	
		15-17時	392	20.2%	66	170	156	
		17-20時	250	12.9%	40	100	110	
被 害 者	性 別	女 性	1,919	98.8%	246	807	866	
		男 性	22	1.1%	4	10	8	
	居 住 地	市 内	1,385	71.3%	176	601	608	
		道 内	291	15.0%	32	121	138	
		道 外	78	4.0%	3	28	47	
		不 明	187	9.6%	39	67	81	
	年 代	10代	2	0.1%	-	-	2	
		20代	230	11.8%	34	95	101	
		30代	641	33.0%	75	310	256	
		40代	374	19.3%	58	137	179	
		50代	271	14.0%	34	100	137	
		60代	153	7.9%	15	69	69	
		70代	82	4.2%	9	28	45	
		80代～	24	1.2%	5	12	7	
	不 明	164	8.4%	20	66	78		
		被 害 者 と 加 害 者 の 関 係	配 偶 者	1,629	83.9%	203	704	722
			元 配 偶 者	146	7.5%	19	42	85
			事 実 婚	78	4.0%	17	38	23
			元 事 実 婚	18	0.9%	0	7	11
			未 婚	54	2.8%	9	16	29
	不 明		17	0.9%	2	10	5	
	暴 力 の 種 類	身 体 的	1,349	69.5%	181	512	656	
		精 神 的	1,583	81.5%	191	612	780	
		経 済 的	676	34.8%	89	294	293	
		性 的	278	14.3%	28	110	140	
		社 会 的	174	9.0%	24	57	93	
		そ の 他	49	2.5%	9	36	4	
不 明		32	1.6%	-	-	32		
加 害 者	年 代	10代	2	0.1%	-	-	2	
		20代	140	7.2%	21	74	45	
		30代	492	25.3%	55	248	189	
		40代	375	19.3%	62	131	182	
		50代	259	13.3%	30	114	115	
		60代	166	8.5%	15	69	82	
		70代	96	4.9%	8	37	51	
		80代～	39	2.0%	10	9	20	
		不 明	372	19.2%	49	135	188	

市民まちづくり局男女共同参画室男女共同参画課調べ

(4) 札幌市配偶者暴力相談支援センターにおける支援の内容

(年度)

区 分		合計		18	19	
支援の内容	情報提供	就業	14	0.8%	4	10
		住宅	29	1.7%	14	15
		生保	143	8.5%	76	67
		離婚	669	39.6%	373	296
		子供	199	11.8%	87	112
		住民	54	3.2%	-	54
		命令	254	15.0%	137	117
		他	256	15.1%	126	130
	機関連携・紹介	警察	329	19.5%	159	170
		医療	122	7.2%	60	62
		保護	307	18.2%	156	151
		区	182	10.8%	85	97
		司法	439	26.0%	232	207
		子供	37	2.2%	17	20
		他	110	6.5%	79	31
	証 明	住民	103	6.1%	45	58
		他	13	0.8%	5	8
	傾 聴		576	34.1%	242	334
そ の 他		207	12.2%	173	34	

市民まちづくり局男女共同参画室男女共同参画課調べ

(5) 札幌市配偶者暴力相談支援センターの相談証明発行状況

(年度)

種 類	17	18	19	合計
住 民 票	6	17	41	64
健 康 保 険	0	2	3	5
年 金	0	0	3	3
母 子 ・ 寡 婦	-	-	0	0
そ の 他	1	0	0	1
裁 判 所 書 面	2	4	9	15
合 計	9	23	56	88

市民まちづくり局男女共同参画室男女共同参画課調べ

(6) 配偶者暴力に関する保護命令事件の新受・既済件数

(札幌地裁分、平成13年10月13日施行～平成19年12月末)

(年)

年	13~14	15	16	17	18	19	合計
新 受 件 数	66	82	101	113	98	96	556
既 済 件 数	64	82	98	116	100	94	554
認 容 (発 令)	53	76	79	90	82	77	457
却 下	4	4	5	6	4	4	27
取 下 げ 等	7	2	14	20	14	13	70

最高裁判所統計より

3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年4月13日法律第31号）

平成16年 6月 2日改正
12月 2日施行
平成19年 7月11日改正
平成20年 1月11日施行

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の2・第2条の3）

第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条—第5条）

第3章 被害者の保護（第6条—第9条の2）

第4章 保護命令（第10条—第22条）

第5章 雑則（第23条—第28条）

第6章 罰則（第29条・第30条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において

「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者とその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条及び第8条の3において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び

被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を

有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規程による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及び

これに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第一号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同条の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第6号の規定は、第10条第1項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは、「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方に対しては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第3条第3項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第6章 罰則

第29条 保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 [抄]

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者から保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第四号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

附 則 [平成16年法律第64号]

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由になった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成19年法律113号〕〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

4 札幌市男女共同参画審議会の開催経過

会議名称	日時	会場	審議内容
第21回（平成20年度第1回） 札幌市男女共同参画審議会	平成20年（2008年） 6月23日（月） 午後2時～3時	札幌市役所本庁舎 18階第四常任委員会会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・「札幌市における配偶者暴力対策の基本的方向性について」の審議諮問 ・女性に対する暴力に関する部会への審議の付託
平成20年度第1回 女性に対する暴力に関する部会	平成20年（2008年） 6月23日（月） 午後3時～4時	札幌市役所本庁舎 18階第四常任委員会会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・部会運営に関する事前調整
平成20年度第2回 女性に対する暴力に関する部会	平成20年（2008年） 7月22日（火） 午後1時30分～3時	札幌市役所本庁舎 18階第四常任委員会会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的方向性についての検討（1）
平成20年度第3回 女性に対する暴力に関する部会	平成20年（2008年） 8月11日（月） 午後2時～3時30分	札幌市役所本庁舎 18階第四常任委員会会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的方向性についての検討（2）
平成20年度第4回 女性に対する暴力に関する部会	平成20年（2008年） 9月11日（木） 午前10時～11時00分	札幌市役所本庁舎 18階第四常任委員会会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・答申書（案）の作成
第22回（平成20年度第2回） 札幌市男女共同参画審議会	平成20年（2008年） 10月23日（木） 午前10時～11時30分	札幌エルプラザ公共施設2階第3・4会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・答申書の作成

5 札幌市男女共同参画審議会委員名簿

(50音順、敬称略)

	氏名	職業等	備考
会長	うばがい りえこ 祖母井 里重子	廣岡・祖母井法律事務所 弁護士	女性に対する暴力に関する部会
委員	かない ひでき 金井 英樹	社団法人札幌青年会議所理事長	事業評価部会
委員	かわばた ともこ 川畑 智子	公募委員	女性に対する暴力に関する部会
委員 (部会長)	こばやし うたこ 小林 詩子	札幌市立手稲東中学校	女性に対する暴力に関する部会
委員	こまみね みさこ 駒嶺 ミサ子	鉄東地区連絡協議会副会長 鉄東地区女性部連絡協議会長	事業評価部会
委員	たかはし こういち 高橋 孝一	北海道新聞編集局札幌圏部長	事業評価部会
委員	はた ちえこ 秦 千恵子	公募委員	事業評価部会
委員	まつばら りょうじ 松原 良次	特定医療法人社団慶愛会札幌花園病院 長	女性に対する暴力に関する部会
委員	やまざき きくの 山崎 菊乃	特定非営利活動法人女のスペース・おん 理事	女性に対する暴力に関する部会
副会長 (部会長)	やまもと いさお 山本 功	連合北海道札幌地区連合会副事務局長	事業評価部会

札幌市における配偶者暴力対策の基本的方向性について

答申書

平成 20 年（2008 年）11 月

【お問い合わせ先】

事務局：札幌市市民まちづくり局市民生活部男女共同参画室男女共同参画課

住所：〒060-8611

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目札幌市役所本庁舎 13 階

電話：011-211-2962 FAX：011-218-5164

【参考】

札幌市男女共同参画室ホームページ：

<http://www.city.sapporo.jp/shimin/danjo>